今月の経理情報

保養施設の税務

会社が旅館・民宿などと契約する「海の家」や自社の「保養施設」を、従業員が低料金で利用できるケースがあります。

- 会社が支出した利用料金や運営費用のとり扱い -

- 1.福利厚生費となる場合
 - 一般的には、福利厚生費として全額が損金算入されます。
- 2.現物給与となる場合
 - 1)役員や一部の従業員など、特定の者だけを利用対象としている場合
 - 2)従業員などが受ける「経済的利益」の額が著しく多額であると認められる場合 現物給与と認定された場合、「経済的利益」について源泉徴収が必要となり、 役員の場合は損金に算入されません。

―― レクリエーション費用などが福利厚生費となるポイント ―

- 1)役員や一部の従業員など、特定の者に限定しないこと。
- 2)経済的な利益が、社会常識的な範囲内であること。 税法の考え方は、経済的利益 = 給与課税ですが、社会通念上相当な範囲内であれば、少額不追求の原則から問題にしない、というものです。

お見逃しなく!

- 1.家族も利用対象者とすることは問題ありませんが、得意先などの場合は交際費となります。
- 2.従業員が個人的に利用した旅館代の一部を会社が保養支援策として補助する場合、 その補助した金額は給与課税となります。
- 3.会社が利用者から受領した利用料金は、運営費用と相殺処理をしていても消費税法上、課税売上となります。
- 4.リゾートクラブのとり扱いも、上記と同様です。
- 5. 利用者の範囲や料金を定めた利用規定を準備する必要があります。

情報提供:ASGマネジメント